

昭和二十六年厚生省令第四号

毒物及び劇物取締法施行規則

毒物及び劇物取締法施行規則を次のように定める。

(登録の申請)
第一条 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号。以下「法」という。)第四条第二項の毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請書は、別記第一号様式によるものとする。

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法の規定による登録等の申請又は届出(以下「申請等の行為」という。)の際都道府県知事に提出された書類については、当該登録申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。
一 毒物若しくは劇物を直接取り扱う製造所又は営業所の設備の概要図

二 申請者が法人であるときは、定款若しくは寄附行為又は登記事項証明書
三 前項の場合において、同項第二号に掲げる書類については、当該登録申請書の提出先とされる都道府県知事が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによって、自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五に規定する自動公衆送信装置をいう。)に記載されている情報のうち前項第二号に掲げる書類の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるときは、前項の規定にかかわらず、第一項の登録申請書に前項第二号に掲げる書類を添付することを要しない。

第三条 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票は、別記第三号様式によるものとする。
第四条 (登録の更新の申請)
法第四条第三項の毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新は、登録の日から起算して五年を経過した日の一月前までに、別記第四号様式による登録更新申請書に登録票を添えて提出することによって行うものとする。

2 法第四条第三項の毒物又は劇物の販売業の登録の更新は、登録の日から起算して六年を経過した日の一月前までに、別記第五号様式による登録更新申請書に登録票を添えて提出することによって行うものとする。
第四条の二 (農業用品目販売業者の取り扱う毒物及び劇物)
法第四条の三 第三項に規定する厚生労働省令で定める毒物及び劇物は、別表第一に掲げる毒物及び劇物とする。
第四条の三 (特定目販売業者の取り扱う劇物)
法第四条の三 第三項に規定する厚生労働省令で定める劇物は、別表第二に掲げる劇物とする。
第四条の四 (製造所等の設備)
毒物又は劇物の製造所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 毒物又は劇物の製造作業を行なう場所は、次に定めるところに適合するものであること。
イ コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造とする等その外に毒物又は劇物が飛散し、漏れ、しみ出若しくは流れ出、又は地下にしみ込むおそれのない構造であること。
ロ 毒物又は劇物を含有する粉じん、蒸気又は廃水の処理に要する設備又は器具を備えていること。
二 毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。
イ 毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。
ロ 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。
ハ 貯水池その他容器を用いず毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。
ニ 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができなものであるときは、この限りでない。
ホ 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができなものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けられてあること。
三 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。
四 毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該許可申請書の提出先とされている都道府県知事(特定毒物研究者の主たる研究所の所在地が、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域にある場合においては、指定都市の長。第四条の八において同じ。)に提出された書類については、当該許可申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。
一 申請者の履歴書
二 研究所の設備の概要図
三 法第六条の二第三項第一号又は第二号に該当するかどうかに関する医師の診断書
四 第十一条の三の二第二項に規定する者にあつては、毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号。以下「令」という。)第三十六条の五第一項の規定により講ずる措置の内容を記載した書面
(法第六条の二第三項第一号の厚生労働省令で定める者)
第四条の七 法第六条の二第三項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により特定毒物研究者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
(治療等の考慮)
第四条の八 都道府県知事は、特定毒物研究者の許可の申請を行った者が前条に規定する者に該当すると認められる場合において、当該者に当該許可を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。(許可証の様式)
第四条の九 特定毒物研究者の許可証は、別記第七号様式によるものとする。
(特定毒物研究者名簿の記載事項)
第四条の十 特定毒物研究者名簿に記載する事項は、次のとおりとする。
一 許可番号及び許可年月日
二 特定毒物研究者の氏名及び住所
三 主たる研究所の名称及び所在地
四 特定毒物を必要とする研究事項
五 特定毒物の品目
六 令第三十六条の四第三項の規定による特定毒物研究者名簿の送付が行われる場合にあつ

書にその旨が付記されたときは、この限りでない。
一 毒物又は劇物を直接取り扱う店舗の設備の概要図
二 申請者が法人であるときは、定款若しくは寄附行為又は登記事項証明書
三 前項の場合において、同項第二号に掲げる書類については、当該登録申請書の提出先とされる都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによって、自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五に規定する自動公衆送信装置をいう。)に記載されている情報のうち前項第二号に掲げる書類の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるときは、前項の規定にかかわらず、第一項の登録申請書に前項第二号に掲げる書類を添付することを要しない。
第三条 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票は、別記第三号様式によるものとする。
第四条 (登録の更新の申請)
法第四条第三項の毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新は、登録の日から起算して五年を経過した日の一月前までに、別記第四号様式による登録更新申請書に登録票を添えて提出することによって行うものとする。
2 法第四条第三項の毒物又は劇物の販売業の登録の更新は、登録の日から起算して六年を経過した日の一月前までに、別記第五号様式による登録更新申請書に登録票を添えて提出することによって行うものとする。
第四条の二 (農業用品目販売業者の取り扱う毒物及び劇物)
法第四条の三 第三項に規定する厚生労働省令で定める毒物及び劇物は、別表第一に掲げる毒物及び劇物とする。
第四条の三 (特定目販売業者の取り扱う劇物)
法第四条の三 第三項に規定する厚生労働省令で定める劇物は、別表第二に掲げる劇物とする。
第四条の四 (製造所等の設備)
毒物又は劇物の製造所の設備の基準は、次のとおりとする。

ては、許可の権限を有する者の変更があつた旨及びその年月日

第五節 毒物劇物取扱責任者に関する届出

第五條 法第七條第三項の届出は、別記第八号様式による届書を提出することによつて行うものとする。

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 薬剤師免許証の写し、法第八條第一項第二号に規定する学校を卒業したことを証する書類又は同項第三号に規定する試験に合格したことを証する書類

二 法第八條第二項第二号又は第三号に該当するかどうかに関する医師の診断書

三 法第八條第二項第四号に該当しないことを証する書類

四 雇用契約書の写しその他毒物劇物営業者の毒物劇物取扱責任者に対する使用関係を証する書類

五 毒物劇物取扱責任者として第十一条の三の二第二項において準用する同条第一項に規定する者を置く場合にあつては、令第三十六条の五第二項の規定により講じる措置の内容を記載した書面

3 前二項の規定は、毒物劇物営業者が毒物劇物取扱責任者を変更したときに準用する。この場合において、第一項中「別記第八号様式」とあるのは、「別記第九号様式」と読み替えるものとする。

(学校の指定)

第六條 法第八條第一項第二号に規定する学校とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十条に規定する高等学校又はこれと同等以上の学校をいう。

(法第八條第二項第二号の厚生労働省令で定める者)

第六條の二 第四条の七の規定は、法第八條第二項第二号の厚生労働省令で定める者について準用する。この場合において、「特定毒物研究者」とあるのは、「毒物劇物取扱責任者」と読み替えるものとする。

(毒物劇物取扱者試験)

第七條 法第八條第一項第三号に規定する毒物劇物取扱者試験は、筆記試験及び実地試験とする。

2 筆記試験は、左の事項について行う。

一 毒物及び劇物に関する法規

二 基礎化学

三 毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第二に掲げる劇物に限る。)の性質及び貯蔵その他取扱方法

四 実地試験は、左の事項について行う。毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第二に掲げる劇物に限る。)の識別及び取扱方法

第八條 都道府県知事は、毒物劇物取扱者試験を実施する期日及び場所を定めるときは、少くとも試験を行う一月前までに公告しなければならない。

(合格証の交付)

第九條 都道府県知事は、毒物劇物取扱者試験に合格した者に合格証を交付しなければならない。

(登録の変更の申請)

第十條 法第九條第二項において準用する法第四條第二項の登録変更申請書は、別記第十号様式によるものとする。

2 都道府県知事は、登録の変更をしたときは、遅滞なく、その旨及びその年月日を申請者に通知しなければならない。

(営業者の届出事項)

第十條の二 法第十條第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 製造所、営業所又は店舗の名称

二 登録に係る毒物又は劇物の品目(当該品目の製造又は輸入を廃止した場合に限る。)(特定毒物研究者の届出事項)

第十條の三 法第十條第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 主たる研究所の名称又は所在地

二 特定毒物を必要とする研究事項

三 特定毒物の品目

四 主たる研究所の設備の重要な部分

(毒物劇物営業者及び特定毒物研究者の届出)

第十一條 法第十條第一項又は第二項の届出は、別記第十一号様式による届書を提出することによつて行うものとする。

2 前項の届書(法第十條第一項第二号又は第十條の三第一号若しくは第四号に掲げる事項に係るものに限る。)には、設備の概要図を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事、指定都市の市長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出された設備の概要図については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(登録票又は許可証の書換え交付の申請書の様式)

第十一條の二 令第三十五條第二項の申請書は、別記第十二号様式によるものとする。

(登録票又は許可証の再交付の申請書の様式)

第十一條の三 令第三十六條第二項の申請書は、別記第十三号様式によるものとする。

(令第三十六條の五第一項の厚生労働省令で定める者等)

第十一條の三の二 令第三十六條の五第一項の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能の障害により、特定毒物研究者の業務を行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うために同項に規定する措置を講じることが必要な者とする。

2 前項の規定は、令第三十六條の五第二項の厚生労働省令で定める者について準用する。この場合において、「特定毒物研究者」とあるのは、「毒物劇物取扱責任者」と読み替えるものとする。

(飲食物の容器を使用してはならない劇物)

第十一條の四 法第十一條第四項に規定する劇物は、すべての劇物とする。

(解毒剤に関する表示)

第十一條の五 法第十二條第二項第三号に規定する毒物及び劇物は、有機燐化合物及びこれを含むその製剤たる毒物及び劇物とし、同号に規定するその解毒剤は、ニペリジルアルドキシムメチオダイド(別名PAM)の製剤及び硫酸アトロピンの製剤とする。

(取扱及び使用上特に必要な表示事項)

第十一條の六 法第十二條第二項第四号に規定する毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要な表示事項は、左の通りとする。

一 毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は授与するときは、その氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

二 毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

三 毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

二 毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した塩化水素又は硫酸を含む製剤たる劇物(住宅用の洗浄剤で液体状のものに限る。)を販売し、又は授与するときは、次に掲げる事項

イ 小児の手の届かないところに保管しなければならない旨

ロ 使用の際、手足や皮膚、特に眼にかからないように注意しなければならない旨

ハ 眼に入った場合は、直ちに流水でよく洗い、医師の診断を受けるべき旨

三 毒物及び劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入したジメチル二・二・ジクロロピニルホスフェイト(別名DDVP)を含む製剤(衣料用の防虫剤に限る。)を販売し、又は授与するときは次に掲げる事項

イ 小児の手の届かないところに保管しなければならない旨

ロ 使用前に開封し、包装紙等は直ちに処分すべき旨

ハ 居間等人が常時居住する室内では使用してはならない旨

ニ 皮膚に触れた場合には、石けんを使つてよく洗うべき旨

四 毒物又は劇物の販売業者が、毒物又は劇物の直接の容器又は直接の被包を開いて、毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに毒物劇物取扱責任者の氏名

(農業用劇物の着色方法)

第十二條 法第十三條に規定する厚生労働省令で定める方法は、あせにくい黒色で着色する方法とする。

(毒物又は劇物の譲渡手続に係る書面)

第十二條の二 法第十四條第二項の規定により作成する書面は、譲受人が押印した書面とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十二條の二の二 法第十四條第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 毒物劇物営業者の使用に係る電子計算機と譲受人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者

の使用に係る電子計算機に備えられたフ

イルに記録する方法

口 譲受人の使用に係る電子計算機に備えら

れたファイルに記録された書面に記載すべ

き事項を電気通信回線を通じて毒物劇物

業者の閲覧に供し、当該毒物劇物業者の

使用に係る電子計算機に備えられたファ

イルに当該事項を記録する方法（法第十四

条第三項前段に規定する方法による提供

を行う旨の承諾又は行わない旨の申出を

する場合にあっては、毒物劇物業者の使

用に係る電子計算機に備えられたファ

イルにその旨を記録する方法）

二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的

方式、磁気的方式その他の知覚によつては

認識することができない方式で作られる

記録であつて、電子計算機による情報

処理の用に供されるものをいう。）に係

る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書

面に記載すべき事項を記録したものを交付す

ついで準用する。この場合において、「特定

毒物研究者の業務」とあるのは、「毒物又は

劇物による保健衛生上の危害の防止の措

置」と読み替へるものとする。

（交付を受ける者の確認）

第十二条の二の六 法第十五条第二項に

よる確認は、法第三条の四に規定する

政令で定める物の交付を受ける者から、

その者の身分証明書、運転免許証、

国民健康保険被保険者証等交付

を受ける者の氏名及び住所を確めるに

足りる資料の提示を受けて行なうもの

とする。ただし、毒物劇物業者が常時

取引関係にある者、毒物劇物業者が農

業協同組合その他の協同組

織である場合におけるその構成員等毒

物劇物業者がその氏名及び住所を知

つしている者に交付する場合、その代

理人、使用人その他の従業者（毒物劇

物業者が常時取引関係にある法人又

は毒物劇物業者が農業協同組合その

他の協同組織体である場合における

その構成員たる法人の代表者、代

（防除実施の届出）

第十三条 令第十八条第二号又は第二

十四条第二号の規定による届出は、別

記第十四号様式による届書によるもの

とする。

（毒物又は劇物を運搬する容器に関する

基準等）

第十三条の二 令第四十条の二第二

項に規定する厚生労働省令で定める

容器は、四アルキル鉛を含有する

製剤（自動車燃料用アンチノック剤に

限る。）の国際海事機関が採択した

危険物の運送に関する規程に定める

ポータブルタンクに該当するものであ

つて次の各号の要件を満たすもの

とする。

一 ポータブルタンクに使用される鋼

板の厚さは、六ミリメートル以上であ

ること。

二 常用の温度において六百キロボ

スカルの圧力（ゲージ圧力をいう。）

で行う水圧試験において、漏れ、又

は変形しないものであること。

三 自蔵式呼吸具を備えていること。

（交替して運転する者の同乗）

第十三条の四 令第四十条の五第二

項第一号の規定により交替して運

転する者を同乗させなければなら

ない場合は、運搬の経路、交通事

情、自然条件その他の条件から判断

して、次の各号のいずれかに該当

すると認められる場合とする。

一 一の運転者による連続運転時間

（一回がおおむね連続十分以上で、

かつ、合計が三十分以上の運転

の中断をすることなく連続して運

転する時間をいう。以下この号に

おいて同じ。）が、四時間（高速自

動車国道（昭和三十一年法律第七

十九号）第四十条第一項の高速自

動車国道をいう。）又は自動車専用

道路（道路法（昭和二十七年法律

第八十号）第四十八条の二第一

項若しくは第二項の規定により指

定を受けた道路をいう。）のサー

ビスエリア又はパークングエ

（道路法施行令（昭和二十七年政

令第四百七十九号）第七

条第十三号又は高速自動車

国道法（昭和三十一年法律第七

十九号）第七

条第十三号又は高速自動車

国道法（昭和三十一年法律第七

十九号）第七

条第十三号又は高速自動車

国道法（昭和三十一年法律第七

十九号）第七

条第十三号又は高速自動車

国道法（昭和三十一年法律第七

十九号）第七

条第十三号又は高速自動車

国道法（昭和三十一年法律第七

十九号）第七

条第十三号又は高速自動車

国道法（昭和三十一年法律第七

十九号）第七

条第十三号又は高速自動車

国道法（昭和三十一年法律第七

十九号）第七

(情報通信の技術を利用する方法)
第十三条の八 令第四十条の六第二項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 荷送人の使用に係る電子計算機と運送人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 荷送人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて運送人の閲覧に供し、当該運送人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(令第四十条の六第二項前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、荷送人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、運送人がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、荷送人の使用に係る電子計算機と、運送人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十三条の九 令第四十条の六第三項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第二項各号に規定する方法のうち荷送人が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(毒物劇物業者等による情報の提供)
第十三条の十 令第四十条の九第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 一回につき二百ミリグラム以下の劇物を販売し、又は授与する場合
- 二 令別表第一の上欄に掲げる物を主として生活の用に供する一般消費者に対して販売し、又は授与する場合

第十三条の十一 令第四十条の九第一項及び第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)

の規定による情報の提供は、次の各号のいずれかに該当する方法により、邦文で行わなければならない。

- 一 文書の交付
- 二 電磁的記録媒体の交付、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページに代わるものを含む。及び当該ホームページの閲覧を求めるとの旨の伝達

第十三条の十二 令第四十条の九第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により提供しなければならない情報の内容は、次のとおりとする。

- 一 情報を提供する毒物劇物業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 二 毒物又は劇物の別
- 三 名称並びに成分及びその含量
- 四 応急措置
- 五 火災時の措置
- 六 漏出時の措置
- 七 取扱い及び保管上の注意
- 八 暴露の防止及び保護のための措置
- 九 物理的及び化学的性質
- 十 安定性及び反応性
- 十一 毒性に関する情報
- 十二 廃棄上の注意
- 十三 輸送上の注意

(令第四十一条第二号に規定する内容積)
第十三条の十三 令第四十一条第三号に規定する厚生労働省令で定める量は、四アルキル鉛を含む有する製剤を運搬する場合の容器にあつては二百リットルとし、それ以外の毒物又は劇物を運搬する場合の容器にあつては千リットルとする。

(身分を示す証票)
第十四条 法第十八条第三項に規定する証票は、別記第十五号様式の定めるところによる。

(収去証)
第十五条 法第十八条第一項の規定により当該職員が毒物若しくは劇物又はその疑いのある物を収去しようとするときは、別記第十六号様式による収去証を交付しなければならない。

第十六条 削除

(登録が失効した場合等の届書)
第十七条 法第二十一条第一項の規定による登録若しくは特定毒物研究者の許可が効力を失い、

又は特定毒物使用者でなくなつたときの届出は、別記第十七号様式による届書によるものとする。

(業務上取扱者の届出等)
第十八条 法第二十一条第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、事業場の名称とする。

- 2 法第二十一条第一項及び第二項に規定する届出は、別記第十八号様式による届書を提出することによつて行うものとする。
- 3 法第二十一条第三項に規定する届出は、別記第十九号様式による届書を提出することによつて行うものとする。
- 4 第五条(第二項第五号を除く。)の規定は、法第二十一条第一項に規定する者(同条第二項に規定する者を含む。)が行う毒物劇物取扱責任者に関する届出について準用する。この場合において第五号第一項中「法第七条第三項」とあるのは、「法第二十一条第四項において準用する法第七条第三項」と同条、同条第三項中「毒物劇物業者」とあるのは、「法第二十一条第一項に規定する者」と読み替へるものとする。

(法第二十一条第五項に規定する厚生労働省令で定める毒物及び劇物)
第十八条の二 法第二十一条第五項に規定する厚生労働省令で定める毒物及び劇物は、すべての毒物及び劇物とする。

(電子情報処理組織による事務の取扱い)
第十九条 都道府県知事(販売業については保健所を設置する市の市長及び特別区の区長を含む。次項において同じ。)は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録及び登録の更新に関する事務(次項において「登録等の事務」という。)の全部又は一部を電子情報処理組織によつて取り扱うことができる。この場合において、登録簿は、電磁的記録媒体に記録し、これをもつて調製する。

2 前項の規定により、都道府県知事が、電子情報処理組織によつて登録等の事務の全部又は一部を取り扱うときは、次に掲げる事項を厚生労働大臣に通知しなければならない。

- 一 電子情報処理組織によつて取り扱う登録等の事務の範囲
- 二 電子情報処理組織の使用を開始する年月日
- 三 その他必要な事項

(電磁的記録媒体による手続)
第二十条 次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類の提出(特定毒物研究者に係る

ものを除く。)については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録した電磁的記録媒体を提出する方法又は電子情報処理組織を使用する方法によつて行うことができる。

第一条第一項 別記第一号様式による登録申請書

第二条第一項 別記第二号様式による登録申請書

第四条第一項 別記第四号様式による登録更新申請書

第四条第二項 別記第五号様式による登録更新申請書

第五条第一項 別記第八号様式による届書

第五条第三項において準用する同条第一項 別記第十号様式による登録変更申請書

第十一条第一項 別記第十一号様式による届書

第十一条の二 別記第十二号様式による申請書

第十一条の三 別記第十三号様式による申請書

(電磁的記録媒体に貼り付ける書面)
第二十一条 第二十条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。

- 一 申請者又は届出者の氏名
- 二 申請年月日又は届出年月日

(権限の委任)
第二十二条 法第二十三条の三第一項及び令第三十六条の七第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が次に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第十九条第五項(法第二十一条第四項において準用する場合を含む。)に規定する権限

二 法第二十一条第七項において準用する法第二十条第二項に規定する権限

三 法第二十一条第六項に規定する権限

四 法第二十三条の二第一項に規定する権限

附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十五年十二月二十八日から適用する。

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十五年十二月二十八日から適用する。

| | |
|---------------------|-------------------|
| 第一条第一項 | 別記第一号様式による登録申請書 |
| 第二条第一項 | 別記第二号様式による登録申請書 |
| 第四条第一項 | 別記第四号様式による登録更新申請書 |
| 第四条第二項 | 別記第五号様式による登録更新申請書 |
| 第五条第一項 | 別記第八号様式による届書 |
| 第五条第三項において準用する同条第一項 | 別記第十号様式による登録変更申請書 |
| 第十一条第一項 | 別記第十一号様式による届書 |
| 第十一条の二 | 別記第十二号様式による申請書 |
| 第十一条の三 | 別記第十三号様式による申請書 |

一 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十五年十二月二十八日から適用する。

2 学校教育法附則第三条第一項の規定により存続を認められた旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）第二条第三項に規定する実業学校は、第六条に規定する学校とみなす。

3 当分の間、特定品目販売業の登録を受け、別表第二十九号に掲げる劇物（内燃機関用を使用されるものであつて、厚生労働大臣が定める方法により着色されたものに限る。以下「内燃機関用メタノール」という。）のみを販売し、運搬し、販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列する者については、第四条の三の規定にかかわらず、法第四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める劇物は、内燃機関用メタノールとする。この場合において、当該販売業者の店舗においてのみ法第七条第一項に規定する毒物劇物取扱責任者の業務を行うことのできる者に係る特定品目毒物劇物取扱者試験についての第七条第二項第三号及び同条第三項の規定の適用については、これらの規定中「別表第二に掲げる劇物」とあるのは、「附則第三項に規定する内燃機関用メタノール」とする。

附則（昭和二六年四月二〇日厚生省令第一五号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和二八年一〇月一日厚生省令第四七号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 毒物又は劇物の指定等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第二十四号）は、廃止する。
附則（昭和二九年七月一日厚生省令第三五号）抄
この省令は、公布の日から施行し、昭和二十九年六月一日から適用する。

1 この省令は、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第六十二号）の施行の日（昭和三十年十月一日）から施行する。（経過規定）
2 この省令の施行前に交付された改正前の別記第三号様式による毒物（劇物）製造業（輸入業、販売業）登録票は、この様式に相当する改正後の毒物（劇物）製造業（輸入業、販売業）登録票とみなす。

附則（昭和三一年六月二二日厚生省令第二〇号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の改正規定中「燐化亜鉛を含有する製剤に關しては、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。」
附則（昭和三七年三月二〇日厚生省令第九号）抄
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十八条及び別表第二の改正規定は、昭和三十七年七月一日から施行する。

附則（昭和三九年一月三一日厚生省令第二号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和四〇年一月九日厚生省令第一号）抄
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四〇年七月二七日厚生省令第四〇号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和四〇年一月二五日厚生省令第四八号）
この省令中、別表第一の劇物の項第五号の次に一号を加える改正規定は公布の日から、同項第六十一号の次に一号を加える改正規定は公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

附則（昭和四一年七月一八日厚生省令第二六号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和四二年一月三二日厚生省令第四号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和四二年二月二六日厚生省令第五九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四三年八月三〇日厚生省令第三五号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の四の次に一条を加える改正規定は、昭和四十四年三月一日から施行する。
附則（昭和四四年五月一三日厚生省令第一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年七月一日厚生省令第一七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年九月一日厚生省令第二八号）
この省令は、昭和四十五年三月一日から施行する。
附則（昭和四六年三月三一日厚生省令第一号）抄
この省令は、昭和四十六年六月一日から施行する。ただし、別表第一の毒物の項第八号の改正規定、同表の劇物の項第十五号の二を第十五号の三とし、第十五号の次に一号を加える改正規定、同項中第十七号の六を第十七号の七とし、第十七号の五を第十七号の六とし、第十七号の四の次に一号を加える改正規定、同項第三十三号の四の改正規定及び同項第五十九号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四七年二月九日厚生省令第三号）抄
この省令は、昭和四十七年三月一日から施行する。
附則（昭和四七年五月一七日厚生省令第二五号）
この省令は、昭和四十七年六月一日から施行する。
附則（昭和四七年七月二〇日厚生省令第三九号）
この省令は、昭和四十七年八月一日から施行する。

附則（昭和四九年五月二四日厚生省令第一八号）
この省令は、昭和四十九年六月三日から施行する。
附則（昭和五〇年一月二五日厚生省令第四一四号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五〇年一月二九日厚生省令第五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五〇年二月二九日厚生省令第五九号）
この省令は、昭和五十六年九月一日から施行する。
附則（昭和五七年四月二〇日厚生省令第一九号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五八年三月二九日厚生省令第一一号）
この省令は、昭和五十八年四月十日から施行する。
附則（昭和五八年一月二二日厚生省令第四二二号）
この省令は、昭和五十八年十二月十日から施行する。

附則（昭和五九年三月一六日厚生省令第一一号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五九年三月二二日厚生省令第一四号）抄
この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令の施行の際現に原体の製造の登録を受けている製造業者であつて、原体の小分けを行うものは、この省令の施行後は、原体の小分けの登録を受けているものとみなす。
3 この省令の施行の際現に原体の製造の登録を受けている製造業者であつて、原体の製造（小分けを除く）を行うものは、この省令の施行後は、原体の製造（小分けを除く）の登録及び原体の小分けの登録を受けているものとみなす。

附則（昭和六〇年四月一六日厚生省令第二三三号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和六〇年七月二二日厚生省令第三一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条の規定は、地方公共団体の事務に係

この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五三年一〇月二四日厚生省令第六七号）
この省令は、昭和五十三年十一月一日から施行する。
附則（昭和五五年八月八日厚生省令第三〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五六年八月二五日厚生省令第五九号）
この省令は、昭和五十六年九月一日から施行する。
附則（昭和五七年四月二〇日厚生省令第一九号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五八年三月二九日厚生省令第一一号）
この省令は、昭和五十八年四月十日から施行する。

附則（昭和五八年一月二二日厚生省令第四二二号）
この省令は、昭和五十八年十二月十日から施行する。
附則（昭和五九年三月一六日厚生省令第一一号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五九年三月二二日厚生省令第一四号）抄
この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令の施行の際現に原体の製造の登録を受けている製造業者であつて、原体の小分けを行うものは、この省令の施行後は、原体の小分けの登録を受けているものとみなす。
3 この省令の施行の際現に原体の製造の登録を受けている製造業者であつて、原体の製造（小分けを除く）を行うものは、この省令の施行後は、原体の製造（小分けを除く）の登録及び原体の小分けの登録を受けているものとみなす。

附則（昭和六〇年四月一六日厚生省令第二三三号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和六〇年七月二二日厚生省令第三一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条の規定は、地方公共団体の事務に係

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条の規定は、地方公共団体の事務に係

る国の関与等の整理、合理化等に関する法律附則第一条第三号に定める日（昭和六十年八月十二日）から、第二条中児童福祉法施行規則第三十一条及び第五十条の二の改正規定並びに第四条の規定は、同法附則第一条第五号に定める日（昭和六十一年一月十二日）から施行する。

附則（昭和六〇年二月一七日厚生省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年八月二九日厚生省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年一月二二日厚生省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年一〇月二日厚生省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年六月三日厚生省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年九月三日厚生省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年三月一七日厚生省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年三月二四日厚生省令第一〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附則（平成二年二月一七日厚生省令第三号）

この省令は、平成二年四月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第四の改正規定は公布の日から施行する。

附則（平成二年九月二一日厚生省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三年四月五日厚生省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三年二月一八日厚生省令第五七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成四年三月二一日厚生省令第九号）

この省令は、平成四年四月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第三十二号の三の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成四年一〇月二二日厚生省令第六〇号）

この省令は、平成四年十月三十日から施行する。

附則（平成五年三月一九日厚生省令第七号）

この省令は、平成五年四月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第五号の改正規定については、公布の日から施行する。

附則（平成五年九月一六日厚生省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年二月二八日厚生省令第六号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附則（平成六年三月一八日厚生省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年四月二八日厚生省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年九月一九日厚生省令第五九号）

この省令は、平成六年十月一日から施行する。ただし、別表第一毒物の項第十八号並びに同表劇物の項第五号の三及び第十一号の六の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成七年四月一四日厚生省令第三〇号）

この省令は、平成七年四月一四日から施行する。

この省令は、平成七年四月二十三日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の六の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成七年九月二二日厚生省令第一五号）

この省令は、平成七年十月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の七の改正規定（同号を同項第十一号の八とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附則（平成八年三月二五日厚生省令第一一号）

この省令は、平成八年四月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第五号、第十一号の八、第十七号の三及び第五十一号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成八年三月二八日厚生省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際第二条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとする。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成八年一二月二二日厚生省令第六三号）

この省令は、平成八年十二月一日から施行する。

附則（平成九年三月五日厚生省令第九号）

この省令は、平成九年三月二十一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十年四月一日から施行する。

1 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成九年三月二四日厚生省令第一七号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の八の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成九年一二月二一日厚生省令第八三号）

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に毒物及び劇物取締法第四条第一項の登録を受けている者の当該登録の更新の申請については、この省令による改正後の第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成一〇年五月一五日厚生省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一一年一月一一日厚生省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成一二年九月二九日厚生省令第八四号）

（経過措置）

1 この省令は、平成十一年十月十五日から施行する。ただし、第十二条及び別表第一劇物の項第十一号の八の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に農薬用品目販売業の登録を受けた者が販売又は授与の目的で貯蔵し、運搬し、又は陳列しているこの省令による改正前の別表第一に掲げる毒物又は劇物についての毒物及び劇物取締法第四条の三第一項の規定の適用については、平成十一年十二月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令附則第二項に規定する厚生省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 届出者の住所

二 届出者がシアン化ナトリウム又は砒素化合物たる毒物若しくはこれを含有する製剤による保健衛生上の危害の防止に当たっている事業場の名称及び所在地

三 届出者が前号の事業場において同号の実務に従事することとなつた年月日

四 第二号の事業場において取り扱う毒物の品目

附 則 (平成二十二年三月二日厚生省令第三八号) (施行期日)

1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成二十二年四月二日厚生省令第九四号)

この省令は、平成二十二年五月二十日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第八号の四、第九号の二及び第十一号の八(同号を同項第十一号の九とする部分を除く。)の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十二年九月二日厚生省令第一一八号)

この省令は、平成二十二年十月五日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号) 抄

1 (施行期日) この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(経過措置)

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成二十二年一二月二〇日厚生省令第一三四号)

この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年三月二六日厚生労働省令第三六号) 抄

1 (施行期日) この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する

法律の施行の日(平成二十三年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二九日厚生労働省令第一三四号)

この省令は、平成二十三年七月十日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年七月一三日厚生労働省令第一六五号)

この省令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年七月十六日)から施行する。

附 則 (平成二十四年三月二五日厚生労働省令第三〇号)

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年一月二七日厚生労働省令第一五三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十五年一月三二日厚生労働省令第五〇号)

この省令は、平成二十五年二月一日から施行する。ただし、第二十二号、第二十三号及び第二十八号の改正規定は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月一七日厚生労働省令第二九号)

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十六年七月二日厚生労働省令第一一一号)

この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年七月九日厚生労働省令第一二二号) 抄

第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二十七年三月七日厚生労働省令第二五号) 抄

第一条 この省令は、不動産登記法の施行の日(平成二十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成二十七年三月二五日厚生労働省令第四一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十八年四月二二日厚生労働省令第一一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年二月二八日厚生労働省令第一五五号)

1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附 則 (平成二十九年八月二五日厚生労働省令第一〇七号)

この省令は、平成二十九年九月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年二月二五日厚生労働省令第一五二二号)

この省令は、平成二十九年十二月二十六日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二〇日厚生労働省令第一一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三一年四月八日厚生労働省令第一〇二号)

この省令は、平成三一年四月二十日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第五号及び第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三二年二月一五日厚生労働省令第一二五号)

この省令は、平成三二年十二月三十一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三三年二月一日厚生労働省令第一五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三三年一〇月一四日厚生労働省令第一三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三三年二月二二日厚生労働省令第一五〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 第四条の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

2 第四条の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成三四年九月二〇日厚生労働省令第一三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三四年九月二二日厚生労働省令第一三一号)

この省令は、平成三十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成三六年七月三〇日厚生労働省令第八七号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成三十六年十一月二十五日)から施行する。

附 則 (平成三七年六月一九日厚生労働省令第一一三三号)

この省令は、平成三十七年七月一日から施行する。

附 則 (平成三八年三月一六日厚生労働省令第三二号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成三十八年四月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成三〇年六月二九日厚生労働省令第七九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年一月一七日厚生労働省令第一二八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための法律の整備に関する法律附則第一条第五号に規定する日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成三〇年二月九日厚生労働省令第一四四号)

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和二年二月二五日厚生労働省令第二〇八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和四年一月二八日厚生労働省令第一七号)

この省令は、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(令和四年政令第三十六号)の施行の日から施行する。

附 則 (令和四年六月三日厚生労働省令第九二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年二月二六日厚生労働省令第一六三号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年五月二九日厚生労働省令第九〇号)

(施行期日)

1 この省令は、令和六年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和六年五月二九日厚生労働省令第九一号)

この省令は、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(令和六年政令第九十六号)の施行の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第1条関係)

別記第1号様式(第1条関係)の表形式。表には「所在地」「品名」「数量」「製造元」などの項目があり、下部には記入事項と注意事項が記載されている。

別記第2号様式(第2条関係)

別記第2号様式(第2条関係)の表形式。表には「品物の所在地及び品名」「数量」などの項目があり、下部には記入事項と注意事項が記載されている。

別記第3号様式(第3条関係)

別記第3号様式(第3条関係)の表形式。表には「製造元」「製造所」などの項目があり、下部には記入事項と注意事項が記載されている。

別記第19号様式の(1)(第18条関係)

別記第19号様式の(1)(第18条関係)

要 求 書

| | | |
|-----------|-------|----------|
| 種 類 | 合算の事項 | 別に規定する事項 |
| 事業種 別 名 | | |
| 所在地 | | |
| 取 扱 品 目 | | |
| 製 造 年 月 日 | | |
| 製 造 場 所 | | |
| 製 造 者 | | |

上記により、要書の提出をします。
年 月 日

住所【本人にあつては、主上】
 【事業場所在地を指し、本人にあつては、その親族の代表者の住所】
 郵便番号知事
 届出住所の市長
 物 別 区 区 長
 (住所)
 1 届出の大きさは、日本標準規格に準じてすること。
 2 字は、黒、インク等を用い、複製でなければならぬこと。

別記第19号様式の(2)(第18条関係)

別記第19号様式の(2)(第18条関係)

要 求 書

| | | |
|-----------|-------|----------|
| 種 類 | 合算の事項 | 別に規定する事項 |
| 事業種 別 名 | | |
| 所在地 | | |
| 取 扱 品 目 | | |
| 製 造 年 月 日 | | |
| 製 造 場 所 | | |
| 製 造 者 | | |

上記により、要書の提出をします。
年 月 日

住所【本人にあつては、主上】
 【事業場所在地を指し、本人にあつては、その親族の代表者の住所】
 郵便番号知事
 届出住所の市長
 物 別 区 区 長
 (住所)
 1 届出の大きさは、日本標準規格に準じてすること。
 2 字は、黒、インク等を用い、複製でなければならぬこと。

別表第一(第四条の二関係)

- 毒物
- 一 アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン一・八%以下を含有するものを除く。
 - 二 O―エチル―O―(二―イソプロポキシカルボニルフェニル)―N―イソプロピルチオホスホルアミド(別名イソフエンホス)及びこれを含有する製剤。ただし、O―エチル―O―(二―イソプロポキシカルボニルフェニル)―N―イソプロピルチオホスホルアミド五%以下を含有するものを除く。
 - 三 O―エチル―S―ジプロピルホスホロジチオアールト(別名エトプロホス)及びこれを含有する製剤。ただし、O―エチル―S―ジプロピルホスホロジチオアールト五%以下を含有するものを除く。
 - 四 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)及びこれを含有する製剤。ただし、エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト一・五%以下を含有するものを除く。
 - 五 削除
 - 六 無機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
イ 紺青及びこれを含有する製剤
ロ フェリシアン塩及びこれを含有する製剤
ハ フェロシアン塩及びこれを含有する製剤
 - 七 ジエチル―S―(エチルチオエチル)―ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル―S―(エチルチオエチル)―ジチオホスフェイト五%以下を含有するものを除く。
 - 七の二 削除
 - 七の三 ジエチル―(一・三―ジチオシクロペンチリデン)―チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル―(一・三―ジチオシクロペンチリデン)―チオホスホルアミド五%以下を含有するものを除く。
 - 八 ジエチル―四―メチルスルホニルフェニルフェニル―チオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル―四―メチルスルホニルフェニルフェニル―チオホスフェイト五%以下を含有するものを除く。
 - 九 二・三―ジシアノ―四―ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)及びこれを含有する製剤。ただし、二・三―ジシアノ―四―ジチアアントラキノン五〇%以下を含有するものを除く。
 - 十 削除
 - 十の二 二―ジフェニルアセチル―一・三―インダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし、二―ジフェニルアセチル―一・三―インダンジオン〇・〇五%以下を含有するものを除く。
 - 十一 削除
 - 十二 ジメチル―(ジエチルアミド―一―クロロクロトニル)―ホスフェイト及びこれを含有する製剤
 - 十三 一・一、―ジメチル―四・四、―ジピリジニウムヒドロキシド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
 - 十三の二 二―ジメチル―一・三―ベンゾジオキソール―四―イル―N―メチルカルバマート(別名ベンダイオカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、二―ジメチル―一・三―ベンゾジオキソール―四―イル―N―メチルカルバマート五%以下を含有するものを除く。
 - 十四 及び十五 削除
 - 十六 二・三・五・六―テトラフルオロ―一―メチルベンジルⅡ(Z)―(一RS・三RS)―一―三―(ニ―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―一―プロペニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)及びこれを含有する製剤。ただし、二・三・五・六―テトラフルオロ―一―メチルベンジルⅡ(Z)―(一RS・三RS)―一―三―(ニ―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―一―プロペニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一・五%以下を含有するものを除く。
 - 十六の二 ナラシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ナラシンとして一〇%以下を含有するものを除く。

十七 ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

十八 S・Sービス(二ーメチルプロピル)〇ーエチル〇スホロジチオアート(別名カズサホス)及びこれを含有する製剤。ただし、S・Sービス(二ーメチルプロピル)〇ーエチル〇スホロジチオアート

一〇%以下を含有するものを除く。
十八の二 ブチル〇二・三ージヒドロ二ー二ージメチルベンゾフラン二ー七ーイル〇二・N・N、一ージメチル〇二・N・N、一ーチオオジカルバマート(別名フラチオカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、ブチル〇二・三ージヒドロ二ー二ージメチルベンゾフラン二ー七ーイル〇二・N・N、一ージメチル〇二・N・N、一ーチオオジカルバマート五%以下を含有するものを除く。

十九 弗化スルフリル及びこれを含有する製剤

二十 ヘキサキス(三・三ージメチルフェネチル)ジスタンノキサン(別名酸化フェンブタズ)及びこれを含有する製剤

二十の二 ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド及びこれを含有する製剤

二十の三 メチル〇二・N、一ージメチル〇二・N(メチルカルバモイル)オキシ一ーチオオキサミイミデート及びこれを含有する製剤。ただし、メチル〇二・N、一ージメチル〇二・N(メチルカルバモイル)オキシ一ーチオオキサミイミデート

〇・八%以下を含有するものを除く。
二十の四 Sーメチル〇二・N(メチルカルバモイル)オキシ一ーチオアセトイミデート(別名メトミル)及びこれを含有する製剤。ただし、Sーメチル〇二・N(メチルカルバモイル)オキシ一ーチオアセトイミデート四五%以下を含有するものを除く。

二十一 モノフルオール酢酸並びにその塩類及びこれを含有する製剤

二十二 削除

二十三 燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤

劇物

一 無機亜鉛塩類。ただし、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。

二 アバメクチン一・八%以下を含有する製剤

二の二 L二ーアミノノ四(ヒドロキシ)(メチル)ホスフィノイル)ブチリル一Lーアラニル一Lーアラニン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、L二ーアミノノ四(ヒドロキシ)(メチル)ホスフィノイル)ブチリル一Lーアラニル一Lーアラニンとして一

九%以下を含有するものを除く。
三 アンモニア及びこれを含有する製剤。ただし、アンモニア一〇%以下を含有するものを除く。

四 二ーイソプロピルオキシフェニル〇二・Nメチルカルバマート及びこれを含有する製剤。ただし、二ーイソプロピルオキシフェニル〇二・Nメチルカルバマート一%以下を含有するものを除く。
四の二 二ーイソプロピルフェニル〇二・Nメチルカルバマート及びこれを含有する製剤。ただし、二ーイソプロピルフェニル〇二・Nメチルカルバマート一・五%以下を含有するものを除く。

五 二ーイソプロピル四ーメチルピリミジール六ーイソエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)及びこれを含有する製剤。ただし、二ーイソプロピル四ーメチルピリミジール六ーイソエチルチオホスフェイト五%(マイクロカプセル製剤にあつては、三〇%)以下を含有するものを除く。

五の二 削除

五の三 一・一、一ーイミノジ(オクタメチレン)ジグアニジン(別名イミノクタジン)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
イ一・一、一ーイミノジ(オクタメチレン)ジグアニジンとして三・五%以下を含有する製剤(口に該当するものを除く)。

ロ一・一、一ーイミノジ(オクタメチレン)ジグアニジンアルキルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤

五の四 〇ーエチル〇二(二ーイソプロピル)キシルボニルフェニル一Nーイソプロピルチオホスホルアミド(別名イソフエノス)五%以下を含有する製剤

六 削除

六の二 エチル〇二ジエトキシチオホスホリルオキシ一五ーメチルピラゾロ(一・五a)ピリミジン一六ーカルボキシラート(別名ピラゾホス)及びこれを含有する製剤

七 削除

七の二 エチルジフェニルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、エチルジフェニルジチオホスフェイト二%以下を含有するものを除く。
七の三 〇ーエチル〇二S(ジプロピル)ホスホロジチオアート(別名エトプロホス)五%以下を含有する製剤。ただし、〇ーエチル〇二S(ジプロピル)ホスホロジチオアート三%以下を含有する徐放性製剤を除く。

七の四 二ーエチル〇二・七ージメチル〇二キシン一四(トリフルオロメトキシ)フェノール及びこれを含有する製剤

七の五 二ーエチルチオメチルフェニル〇二メチルカルバマート(別名エチオフェンカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、二ーエチルチオメチルフェニル〇二メチルカルバマート二%以下を含有するものを除く。
八 エチルパラニトロフェニルチオオホスホネイト(別名EPN)一・五%以下を含有する製剤

八の二 〇ーエチル〇二Sープロピル〇二(二E)一(二)シアノイミノ一三ーエチルイミダゾリジン一ーイル)ホスホノチオアート(別名イミシアホス)及びこれを含有する製剤。ただし、〇ーエチル〇二Sープロピル〇二(二E)一(二)シアノイミノ一三ーエチルイミダゾリジン一ーイル)ホスホノチオアート一・五%以下を含有するものを除く。
八の三 エチル〇二(Z)一三(一)ベンジル〇二(メチル)一ーメチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ)チオ)アミノ)プロピオナート及びこれを含有する製剤

八の四 〇ーエチル〇二四ーメチルチオフェニル〇二プロピルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、〇ーエチル〇二四ーメチルチオフェニル〇二Sー

プロピルジチオホスフェイト三%以下を含有するものを除く。
八の五 〇ーエチル〇二Sー一ーメチルプロピル〇二(二ーオキソ一三ーチアゾリジン)ホスホノチオアート(別名ホスチアゼー)ト)及びこれを含有する製剤。ただし、〇ーエチル〇二Sー一ーメチルプロピル〇二(二ーオキソ一三ーチアゾリジン)ホスホノチオアート一・五%以下を含有するものを除く。

九 エチレンクロルヒドリルン及びこれを含有する製剤

九の二 エマメクチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、エマメクチンとして二%以下を含有するものを除く。

十 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。
十の二 (一R・二S・三R・四S)一七ーオキサビシクロ(二・二・二)一(ヘプタン二・三ージカルボン酸(別名エンドタール)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、(一R・二S・三R・四S)一七ーオキサビシクロ(二・二・二)一(ヘプタン二・三ージカルボン酸)として一・五%以下を含有するものを除く。

十の三 二ークロルエチルトリメチルアンモニウム塩類及びこれを含有する製剤

十の四及び十の五 削除

十の六 二ークロル一(二・四ージクロルフェニル)ピニルジメチルホスフェイト及びこれを含有する製剤

十一 クロルピクリン及びこれを含有する製剤

十一の二 四ークロロ一三ーエチル一ーメチル〇二(四(パラトリルオキシ)ベンジル)ピラゾール一五ーカルボキサミド及びこれを含有する製剤

十一の三 五ークロロ一〇二(二ー一(四(二ーエトキシエチル)一六ーエチルピリミジン一四ーアミン(別名ピリミジフェン)及びこれを含有する製剤。ただし、五(クロロ一〇二(二ー一(四(二ーエトキシエチル)一六ーエチルピリミジン一四ーアミン)として三ージメチルフェノキ

「シ」エチル」—六—エチルピリミジン—四—アミン四%以下を含有するものを除く。
 十一の四 トランス—N—(六—クロロ—三—ピリジルメチル)—N、—シアノ—N—メチルアセトアミジン(別名アセタミプリド)及びこれを含有する製剤。ただし、トランス—N—(六—クロロ—三—ピリジルメチル)—N、—シアノ—N—メチルアセトアミジン二%以下を含有するものを除く。

十一の五 一—(六—クロロ—三—ピリジルメチル)—N—ニトロイミダゾリジン—二—イリデンアミン(別名イミダクロプリド)及びこれを含有する製剤。ただし、一—(六—クロロ—三—ピリジルメチル)—N—ニトロイミダゾリジン—二—イリデンアミン二%(マイクロカプセル製剤にあつては、一—二%)以下を含有するものを除く。

十一の六 三—(六—クロロピリジン—三—イルメチル)—一—三—チアゾリジン—二—イリデンシアナミド(別名チアクロプリド)及びこれを含有する製剤。ただし、三—(六—クロロピリジン—三—イルメチル)—一—三—チアゾリジン—二—イリデンシアナミド三%以下を含有するものを除く。

十一の七 (RS)—(O)—(四—クロロフェニル)ピラゾール—四—イル—O—エチル—S—プロピル—ホスホロチオア—ト(別名ピラクロホス)及びこれを含有する製剤。ただし、(RS)—(O)—(四—クロロフェニル)ピラゾール—四—イル—O—エチル—S—プロピル—ホスホロチオア—ト、六%以下を含有するものを除く。

十一の八 四—クロロ—二—フルオロ—五—(RS)—(二—二—トリフルオロエチル)スルフィニル)フェニル—五—(トリフルオロメチル)チオ)ペンチル—エーテル(別名フルペンチオフェノックス)及びこれを含有する製剤
 十一の九 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド—O%以下を含有するものを除く。

十一の十 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 五—アミノ—一—(二—六—ジクロロ—四—トリフルオロメチルフェニル)—四—エチルスルフィニル—H—ピラゾール—三—カルボニトリル(別名エチプロール)及びこれを含有する製剤
- (2) 五—アミノ—一—(二—六—ジクロロ—四—トリフルオロメチルフェニル)—三—シアノ—四—トリフルオロメチルスルフィニル—ピラゾール(別名フイプロール)—一—(マイクロカプセル製剤にあつては、五%)以下を含有する製剤
- (3) 四—アルキル安息香酸シアノフェニル及びこれを含有する製剤
- (4) 四—アルキル—四、—シアノ—パラ—テルフェニル及びこれを含有する製剤
- (5) 四—アルキル—四、—シアノ—ビフェニル及びこれを含有する製剤
- (6) 四—アルキル—四、—シアノフェニルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤
- (7) 五—アルキル—二—(四—シアノフェニル)ピリミジン及びこれを含有する製剤
- (8) 四—アルキルシクロヘキシル—四、—シアノ—ビフェニル及びこれを含有する製剤
- (9) 五—(四—アルキルフェニル)—二—(四—シアノフェニル)ピリミジン及びこれを含有する製剤
- (10) 四—アルコキシ—四、—シアノ—ビフェニル及びこれを含有する製剤
- (11) 四—イソプロピルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (12) 四—(トランス—四—(トランス—四—エチルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (13) 四—(五—(トランス—四—エチルシクロヘキシル)—二—ピリミジニル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (14) 四—(トランス—四—エチルシクロヘキシル)—二—フルオロベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

- (15) トランス—四、—エチル—トランス—一—、—ビシクロヘキサン—四—カルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (16) 四、—(二—(エトキシ)エトキシ)—四—ビフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (17) 四—(トランス—四—(エトキシメチル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (18) 三—(オクタデセニルオキシ)プロピオニトリル及びこれを含有する製剤
- (19) オレオニトリル及びこれを含有する製剤
- (20) カプリニトリル及びこれを含有する製剤
- (21) カプリニトリル及びこれを含有する製剤
- (22) 二—(四—クロロ—六—エチルアミノ)—S—トリアジン—二—イルアミノ)—二—メチル—プロピオニトリル五〇%以下を含有する製剤
- (23) 四—クロロ—二—シアノ—N—N—ジメチル—五—パラ—トリルイミダゾール—一—スルホンアミド及びこれを含有する製剤
- (24) 三—クロロ—四—シアノフェニル—四—エチルベンゾア—ト及びこれを含有する製剤
- (25) 三—クロロ—四—シアノフェニル—四—プロピルベンゾア—ト及びこれを含有する製剤
- (26) 一—(三—クロロ—四—五—六—七—テトラヒドロピラゾル「一—五—a」ピリジン—二—イル)—一—五—「メチル(プロ)—二—イン—一—イル)アミノ)—一—H—ピラゾール—四—カルボニトリル(別名ピラクロニル)及びこれを含有する製剤
- (27) 一—(三—クロロ—二—ピリジル)—四、—シアノ—二—、—メチル—六、—(メチルカルバモイル)—三—「五—(トリフルオロメチル)—二—H—一—

- (28) 二—三—四—テトラゾール—二—イル)メチル)—一—H—ピラゾール—五—カルボキサニリド及びこれを含有する製剤
- (29) 二—(四—クロロフェニル)—二—(二—H—一—二—四—トリアゾール—一—イルメチル)ヘキサンニトリル(別名ミクロブタニル)及びこれを含有する製剤
- (30) シアナクリル酸エステル及びこれを含有する製剤
- (31) N—(二—シアノエチル)—一—三—ビス(アミノメチル)ベンゼン、N—N、—ジ(二—シアノエチル)—一—三—ビス(アミノメチル)ベンゼン及びN—N、—トリ(二—シアノエチル)—一—三—ビス(アミノメチル)ベンゼンの混合物並びにこれを含有する製剤
- (32) (RS)—(二—シアノ—N—(R)—一—(二—四—ジクロロフェニル)エチル)—三—ジメチルブチラミド(別名ジクロシメツト)及びこれを含有する製剤
- (33) 二—シアノ—三—三—ジフェニルプロパ—二—エン酸—二—エチルヘキシルエステル及びこれを含有する製剤
- (34) N—(二—シアノ—一—二—ジメチルプロピル)—二—(二—四—ジクロロフェノキシ)プロピオンアミド及びこれを含有する製剤
- (35) N—(RS)—(RS)—シアノ(チオフェン—二—イル)メチル)—四—エチル—二—(エチルアミノ)—一—三—チアゾール—五—カルボキサミド(別名エタボキサム)及びこれを含有する製剤
- (36) 四、—シアノ—四—ビフェニル—二—トランス—四—エチル—一—シクロヘキサ
- (37) 四、—シアノ—四—ビフェニル—二—トランス—四—エチル—一—シクロヘキサ

- (72) ロパンカルボキシラート〇・五%以下を含有する製剤
- (72) N-シアノメチル-四-(トリフルオロメチル)ニコチンアミド(別名フロニカミド)及びこれを含有する製剤
- (73) トランス-二(二-シアノ-二-メトキシイミノアセチル)-三-エチルウレア(別名シモキサニル)及びこれを含有する製剤
- (74) 一・四-ジアミノ-二・三-ジシアノアントラキノン及びこれを含有する製剤
- (75) O・O-ジエチル-O-(p-シアノペンジリデンアミノ)チオホスフェイト(別名ホキシム)及びこれを含有する製剤
- (76) 三・三、一(一・四-ジオキソピロロ「三・四-c」ピロロ-三・六-ジイ)ジベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (77) ニ-シクロヘキシリデン-ニ-フエニルアセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (78) 二・六-ジクロロシアンベンゼン及びこれを含有する製剤
- (79) 三・四-ジクロロ-二-シアノ-一・二-チアゾール-五-カルボキサニリド(別名イソチアニル)及びこれを含有する製剤
- (80) ジシアンジアミド及びこれを含有する製剤
- (81) 二・六-ジフルオロ-四-(トランス-四-プロピルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (82) 四-「二・三」(ジフルオロメチレンジオキシ)フェニル「ピロロ-三-カルボニトリル(別名フルジオキソニル)及びこれを含有する製剤
- (83) 三・七-ジメチル-二・六-オクタジエンニトリル及びこれを含有する製剤
- (84) 三・七-ジメチル-六-オクテンニトリル及びこれを含有する製剤
- (85) 三・七-ジメチル-二・六-ノナジエンニトリル及びこれを含有する製剤

- (86) 三・七-ジメチル-三・六-ノナジエンニトリル及びこれを含有する製剤
- (87) 四・八-ジメチル-七-ノネンニトリル及びこれを含有する製剤
- (88) ジメチルパラシアンフェニル-チオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- (89) N-(p-p-ジメチルベンジル)-二-シアノ-ニ-フエニルアセトアミド及びこれを含有する製剤
- (90) 四・四-ジメトキシブタンニトリル及びこれを含有する製剤
- (91) 三・五-ジヨード-四-オクタノイルオキシベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (92) ステアロニトリル及びこれを含有する製剤
- (93) 染料
- (94) テトラクロルメタジシアンベンゼン及びこれを含有する製剤
- (95) トリチオシクロヘプタジエン-三・四・六-七-テトラニトリル一五%以下を含有する燻蒸剤
- (96) ニ-トリリデンニトリルと三-トリリデンニトリルとの混合物(ニ-トリリデンニトリル八〇%以上八四%以下を含有し、かつ、三-トリリデンニトリル一五%以上一九%以下を含有するものに限る)及びこれを含有する製剤
- (97) 二・二・三-トリメチル-三-シクロペンテンアセトニトリル一〇%以下を含有する製剤
- (98) パラジシアンベンゼン及びこれを含有する製剤
- (99) パルミトニトリル及びこれを含有する製剤
- (100) 一・二-ニビス(N-シアノメチル-N・N-ジメチルアンモニウム)エタンジクロリド及びこれを含有する製剤
- (101) ニ-ヒドロキシ-五-ピリジンカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (102) 四-「トランス-四-ビニルシクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

- (103) 三-ピリジンカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (104) ブチル(R)-二-「四-(四-シアノ-ニ-フルオロフェノキシ)フェノキシ」プロピオナート(別名シハロツブチル)及びこれを含有する製剤
- (105) トランス-四-(五-ブチル-一・三-ジオキサニ-ニ-イル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (106) 四-「トランス-四-(トランス-四-ブチルシクロヘキシル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (107) 四-ブチル-二・六-ジフルオロ安息香酸四-シアノ-三-フルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
- (108) (E)-二-「四-ターシャリ-ブチルフェニル」-ニ-シアノ-一-「一・三・四-トリメチルピラゾール-五-イル」ピニル-二・二-ジメチルプロピオナート(別名シエノピラフェン)及びこれを含有する製剤
- (109) トランス-四-「ブチル-トランス-四-ヘプチル-トランス-一・一-「ビシクロヘキサニ-四-カルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (110) 四-「トランス-四-(三-ブチニル)シクロヘキシル」-四-ビフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (111) 四-「トランス-四-(三-ブチニル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (112) 二-フルオロ-四-「トランス-四-(トランス-四-エチルシクロヘキシル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (113) (Z)-二-フルオロ-五-(トリフルオロメチル)フェニルチオ-二-「三-(二-メトキシフェニル)-一・三-チアゾリジン-ニ-イリデン」アセトニトリル(別名フルチアニル)及びこれを含有する製剤
- (114) 二-フルオロ-四-「トランス-四-(トランス-四-プロピルシクロヘキシル)

- (115) (ル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (116) 二-フルオロ-四-(トランス-四-プロピルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (117) 三-「フルオロ-四-「プロピル-四-パラ-テルフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (118) 二-フルオロ-四-(トランス-四-ペンチルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (119) 二-フルオロ-四-「トランス-四-(三-メトキシプロピル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (120) トランス-四-(五-プロピル-一・三-ジオキサニ-ニ-イル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (121) 四-「トランス-四-(トランス-四-プロピルシクロヘキシル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (122) 四-「トランス-四-(二-プロペニル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (123) 三-プロモ-一-(三-クロロピリジン-ニ-イル)-N-「四-シアノ-ニ-メチル-六-(メチルカルバモイル)フェニル」-H-ピラゾール-五-カルボキサミド(別名シアントラニリプロ-一)及びこれを含有する製剤
- (124) 四-プロモ-二-(四-クロロフェニル)-一-エトキシメチル-五-トリフルオロメチルピロロ-三-カルボニトリル(別名クロルフェナピル)〇・六%以下を含有する製剤
- (125) 二-プロモ-二-(プロモメチル)グルタロニトリル及びこれを含有する製剤

- (126) 三―(シス―三―ヘキセニロキシ)プロパンニトリル及びこれを含有する製剤
- (127) 四―(五―(トランス―四―ヘプチルシクロヘキシル)―二―ピリミジニル)ペンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (128) ペンタクロルマンデル酸ニトリル及びこれを含有する製剤
- (129) トランス―四―(五―ペンチルー・三―ジオキサニ―二―イル)ペンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (130) 四―(トランス―四―(トランス―四―ペンチルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ペンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (131) 四―(五―(トランス―四―ペンチルシクロヘキシル)―二―ピリミジニル)ペンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (132) 四―ペンチルー・二―六―ジフルオロ安息香酸四―シアノ―三―フルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
- (133) 四―(E)―三―ペンテニル)安息香酸四―シアノ―三―五―ジフルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
- (134) 四―(トランス―四―(四―ペンテニル)シクロヘキシル)―四―ビフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (135) 四―(トランス―四―(二―ペンテニル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (136) 四―(トランス―四―(三―ペンテニル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (137) 四―(トランス―四―(四―ペンテニル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (138) ミリストニトリル及びこれを含有する製剤
- (139) メタジシアンベンゼン及びこれを含有する製剤
- (140) メチルII(E)―二―「二―「六―(二―シアノフェノキシ)ピリミジン―

- 四―イルオキシ)フェニル)―三―メトキシアクリレート八〇%以下を含有する製剤
- (141) 三―メチルー・二―ノネニトリル及びこれを含有する製剤
- (142) 三―メチルー・三―ノネニトリル及びこれを含有する製剤
- (143) 二―メトキシエチルII(RS)―二―(四―ト―ブチルフェニル)―二―シアノ―三―オキシ―三―(二―トリフルオロメチルフェニル)プロパノアト(別名シフルメトフェン)及びこれを含有する製剤
- (144) 四―(トランス―四―(メトキシプロピル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (145) 四―(トランス―四―(メトキシメチル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (146) ラウロニトリル及びこれを含有する製剤
- 十二 シアン酸ナトリウム
- 十三 削除
- 十三の二 二―ジエチルアミノ―六―メチルピリミジルー・四―ジエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 十四 ジエチルー・S―(エチルチオエチル)―ジチオホスフェイト五%以下を含有する製剤
- 十四の二 ジエチルー・S―(二―オキソ―六―クロルベンゾキサゾロメチル)―ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 十四の三 O・O、―ジエチルII O、―(二―キノキサリニル)―二チオホスファート(別名キナルホス)及びこれを含有する製剤
- 十五 ジエチルー・四―クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 十五の二 削除
- 十五の三 ジエチルー・二、―四、―ジクロルフェニル)―二―クロルピニルホスフェイト及びこれを含有する製剤

- 十六 ジエチルー(二・四―ジクロルフェニル)―チオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチルー(二・四―ジクロルフェニル)―チオホスフェイト三%以下を含有するものを除く。
- 十七 削除
- 十七の二 ジエチルー(一・三―ジチオキシロペンチリデン)―チオホスホルアミド五%以下を含有する製剤
- 十七の三 ジエチルー・三・五・六―トリクロル―二―ピリジルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチルー・三・五・六―トリクロル―二―ピリジルチオホスフェイト一%(マイクロカプセル製剤にあつては、二五%)以下を含有するものを除く。
- 十七の四 ジエチルー(五―フェニルー・三―イソキサゾリル)―チオホスフェイト(別名イソキサチオン)及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチルー(五―フェニルー・三―イソキサゾリル)―チオホスフェイト二%以下を含有するものを除く。
- 十七の五 削除
- 十七の六 ジエチルー・四―メチルスルフィニルフェニルーチオホスフェイト三%以下を含有する製剤
- 十七の七 削除
- 十七の八 一・三―ジカルバモイルチオ―二―(N・N―ジメチルアミノ)―プロパン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、一・三―ジカルバモイルチオ―二―(N・N―ジメチルアミノ)―プロパンとして二%以下を含有するものを除く。
- 十八 削除
- 十八の二 ジ(二―クロルイソプロピル)エーテル及びこれを含有する製剤
- 十九 ジクロルブチン及びこれを含有する製剤
- 十九の二 二、―四―ジクロロ―e・e・e・e―トリフルオロ―四、―ニトロメタトルエンスルホンアニリド(別名フルスルファミド)及びこれを含有する製剤。ただし、二、―四―ジクロロ―e・e・e・e―トリフルオロ―四、―ニトロメタトルエンスルホンアニリド〇・三%以下を含有するものを除く。

- 二十 一・三―ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤
- 二十一から二十四まで 削除
- 二十四の二 ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート(別名ジノカップ)及びこれを含有する製剤。ただし、ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート〇・二%以下を含有するものを除く。
- 二十四の三 二・三―ジヒドロ―二・二―ジメチルー・七―ベンゾ「b」フラニルー・N―ジブチルアミノチオ―N―メチルカルバマート(別名カルボスルファン)及びこれを含有する製剤
- 二十五 二・二、―ジピリジリウム―一、―エチレンジプロミド及びこれを含有する製剤
- 二十五の二 二―ジフェニルアセチルー・三―インダンジオン〇・〇五%以下を含有する製剤
- 二十五の三 三―(ジフルオロメチル)―一―メチルー・N―「(三R)―一・一・三―トリメチルー・二・三―ジヒドロ―H―インデン―四―イル)―H―ピラゾール―四―カルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、三―(ジフルオロメチル)―一―メチルー・N―「(三R)―一・一・三―トリメチルー・二・三―ジヒドロ―H―インデン―四―イル)―H―ピラゾール―四―カルボキサミド三%以下を含有するものを除く。
- 二十五の四 ジプロピルー・四―メチルチオフェニルホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 二十六から二十八まで 削除
- 二十八の二 二―ジメチルアミノ―五・六―ジメチルピリミジルー・四―N・N―ジメチルカルバマート及びこれを含有する製剤
- 二十八の三 五―ジメチルアミノ―一・二・三―トリチアン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、五―ジメチルアミノ―一・二・三―トリチアンとして三%以下を含有するものを除く。
- 二十九 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

三十 ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフェイト(別名チオメトシ)及びこれを含有する製剤

三十一 ジメチル二・二・ジクロルピニルホスフェイト(別名DDVP)及びこれを含有する製剤

三十二 ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル三%以下を含有するものを除く

三十三 ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル三%以下を含有するものを除く

三十四 ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル三%以下を含有するものを除く

三十五 ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル三%以下を含有するものを除く

三十六 ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル三%以下を含有するものを除く

三十七 ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル三%以下を含有するものを除く

三十八 ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル三%以下を含有するものを除く

三十九 ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル三%以下を含有するものを除く

四十 ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル三%以下を含有するものを除く

四十一 ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル三%以下を含有するものを除く

四十二 ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル三%以下を含有するものを除く

四十三 ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル三%以下を含有するものを除く

四十四 ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル三%以下を含有するものを除く

四十五 ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル三%以下を含有するものを除く

三十七 ジメチル四一メチルメルカプト三ーメチルフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチル四一メチルメルカプト三ーメチルフェニルチオホスフェイト二%以下を含有するものを除く。

三十八 から四十一まで 削除

三十九 ジメチル四一メチルメルカプト三ーメチルフェニルチオホスフェイト二%以下を含有するものを除く。

四十 ジメチル四一メチルメルカプト三ーメチルフェニルチオホスフェイト二%以下を含有するものを除く。

四十一 ジメチル四一メチルメルカプト三ーメチルフェニルチオホスフェイト二%以下を含有するものを除く。

四十二 削除

四十三 テトラエチルメチレンビスジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

四十四 削除

四十五 削除

四十六 トリクロルヒドロキシエチルジメチルホスホネイト及びこれを含有する製剤。ただし、トリクロルヒドロキシエチルジメチルホスホネイト一〇%以下を含有するものを除く。

四十七 ナラシン又はその塩類のいずれかを含有する製剤であつて、ナラシンとして一〇%以下を含有するもの。ただし、ナラシンとして一%以下を含有し、かつ、飛散を防止するための加工をしたものを除く。

四十八 S・Sービス(一ーメチルプロピル)〇ーエチル〇ーホスホロジチオアート(別名カズサホス)一〇%以下を含有する製剤。ただし、S・Sービス(一ーメチルプロピル)〇ーエチル〇ーホスホロジチオアート三%以下を含有する徐放性製剤を除く。

四十九 及びこれを含有する製剤。ただし、(フェニルバラクロルフエニルアセチル)一ー三ーインダンジオン〇・〇二五%以下を含有するものを除く。

五十 削除

五十一 削除

五十二 削除

四十八及び四十八の二 削除

四十九の三 一ーヒドロキシ四一メチルチオ酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、二ーヒドロキシ四一メチルチオ酢酸〇・五%以下を含有するものを除く。

五十 削除

五十一 削除

五十二 削除

五十三 から五十八の三まで 削除

五十九 メチル二ー二ー(四ークロロフェニル)一ーHーピラゾール三ーイロオキシメチル)フェニル(一ーメトキシ)カルバマート(別名ピラクロストロピン)及びこれを含有する製剤。ただし、メチル二ー二ー(四ークロロフェニル)一ーHーピラゾール三ーイロオキシメチル)フェニル(一ーメトキシ)カルバマート六・八%以下を含有するものを除く。

六十 削除

六十一 削除

六十二 削除

六十三 削除

六十四 削除

六十五 削除

六十六 削除

六十七 削除

六十八 削除

六十九の六 二ー二ー(四ークロロピリダジン三(二H)一オン)及びこれを含有する製剤

七十の七 削除

七十一の八 N一(四一トープチルベンジル)一四一クロロ一三エチル一ーメチルピラゾール五ーカルボキサミド(別名テプフェンピラド)及びこれを含有する製剤

七十二の九 削除

七十三の十 削除

七十四の十一 削除

七十五の十二 削除

七十六の十三 削除

七十七の十四 削除

七十八の十五 削除

七十九の十六 削除

八十の十七 削除

八十一の十八 削除

八十二の十九 削除

八十三の二十 削除

八十四の二十一 削除

五十九の八 五―メチルルーニ―四トリ
アゾロ(三・四―b)ベンゾチアゾール
(別名トリシクラゾール)及びこれを含有
する製剤。ただし、五―メチルルーニ―
四トリアゾロ(三・四―b)ベンゾチア
ゾール八%以下を含有するものを除く。
六十 N―メチルルーニ―ナフチルカルバメー
ト及びこれを含有する製剤。ただし、N―
メチルルーニ―ナフチルカルバメート五%以
下を含有するものを除く。
六十の二 削除
六十の三 二―メチルピフェニル―三―イ
ルメチル(一―RS・二―RS)―一―(Z)
―(二―クローロ―三・三―トリフルオ
ロー―プロペニル)―三・三―ジメチル
シクロプロパンカルボキシラート及びこれ
を含有する製剤。ただし、二―メチルピフ
エニル―三―イルメチル(一―RS・二―R
S)―二―(Z)―(二―クローロ―三・
三・三―トリフルオロー―プロペニル)
―三・三―ジメチルシクロプロパンカルボ
キシラート二%以下を含有するものを除
く。
六十の四 削除
六十の五 S―(二―メチルルーニ―ピペリジ
ル―カルボニルメチル)ジプロピルジチオ
ホスフェイト及びこれを含有する製剤。た
だし、S―(二―メチルルーニ―ピペリジ
ル―カルボニルメチル)ジプロピルジチオホ
スフェイト四・四%以下を含有するものを
除く。
六十の六 二―(一―メチルプロピル)―フ
エニル―N―メチルカルバメート及びこれ
を含有する製剤。ただし、二―(一―メチ
ルプロピル)―フエニル―N―メチルカル
バメート二%(マイクロカプセル製剤にあ
つては、一五%)以下を含有するものを除
く。
六十の七 削除
六十の八 S―メチルルーニ―(メチルカル
パモイル)―オキシ)―チオアセトイミダ
ゾール(別名メトミル)四五%以下を含有す
る製剤
六十一 沃化メチル及びこれを含有する製剤
六十二 硫酸及びこれを含有する製剤。た
だし、硫酸一〇%以下を含有するものを除
く。

六十三 硫酸タリウム及びこれを含有する製
剤。ただし、硫酸タリウム〇・三%以下を
含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラ
シエキスをういて著しくからく着味されて
いるものを除く。
六十四 削除
六十五 燐化亜鉛及びこれを含有する製剤。
ただし、燐化亜鉛一%以下を含有し、黒色
に着色され、かつ、トウガラシエキスを
ういて著しくからく着味されているものを
除く。
六十六 削除
六十七 ロテノン及びこれを含有する製剤。
ただし、ロテノン二%以下を含有するもの
を除く。
別表第二(第四条の三関係)
一 アンモニア及びこれを含有する製剤。た
だし、アンモニア一〇%以下を含有するもの
を除く。
二 塩化水素及びこれを含有する製剤。た
だし、塩化水素一〇%以下を含有するもの
を除く。
三 塩化水素と硫酸とを含有する製剤。た
だし、塩化水素と硫酸とを合わせて一〇%以
下を含有するものを除く。
四 塩基性酢酸鉛
五 塩素
六 過酸化水素を含有する製剤。ただし、過酸
化水素六%以下を含有するものを除く。
七 クロム酸塩類及びこれを含有する製剤。た
だし、クロム酸鉛七〇%以下を含有するもの
を除く。
八 クロホルム
九 砒、砒化ナトリウム
九の二 酢酸エチル
十 酸化水銀五%以下を含有する製剤
十一 酸化鉛
十二 四塩化炭素及びこれを含有する製剤
十三 重クロム酸塩類及びこれを含有する製
剤。ただし、これらのいづれか
を含有する製剤。ただし、砒、酸として一
〇%以下を含有するものを除く。
十五 硝酸及びこれを含有する製剤。ただし、
硝酸一〇%以下を含有するものを除く。
十六 水酸化カリウム及びこれを含有する製
剤。ただし、水酸化カリウム五%以下を含有
するものを除く。

| | | |
|---|--|---|
| 一 | 黄燐 | 保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 酸性ガス用防 毒マスク |
| 二 | 四アルキル鉛を含有す る製剤 | 保護手袋(白 色のものに限 る。) 保護長ぐつ (白色のものに 限る。) 保護衣(白色 のものに限る 。) 有機ガス用防 毒マスク |
| 三 | 無機シアン化合物たる 毒物及びこれを含有す る製剤で液体状のもの | 保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 青酸用防毒マ スク |
| 四 | 弗化水素及びこれを含 有する製剤 | 一の項に同じ |
| 五 | アクリルニトリル | 保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 有機ガス用防 毒マスク |
| 六 | アクロレイン | 前項に同じ 保護手袋 保護長ぐつ |
| 七 | アンモニア及びこれを 含有する製剤(アンモ ニア一〇%以下を含有 | 保護長ぐつ 保護衣 |

| | | |
|----|--|--|
| 八 | するものを除く。)で液 体状のもの 塩化水素及びこれを含 有する製剤(塩化水素 一〇%以下を含有する ものを除く。)で液体状 のもの | アンモニア用 防毒マスク 一の項に同じ |
| 九 | 塩素 | 保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 普通ガス用防 毒マスク |
| 十 | 過酸化水素及びこれを 含有する製剤(過酸化 水素六%以下を含有す るものを除く。) | 保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 保護眼鏡 |
| 十一 | クロルスルホン酸 | 一の項に同じ |
| 十二 | クロルピクリン | 五の項に同じ |
| 二十 | クロルメチル | 五の項に同じ |
| 三十 | 砒、砒化水素酸 | 一の項に同じ |
| 四十 | ジメチル硫酸 | 一の項に同じ |
| 五十 | 臭素 | 一の項に同じ |
| 六十 | 硝酸及びこれを含有す る製剤(硝酸一〇%以 下を含有するものを除 く。)で液体状のもの | 一の項に同じ |
| 七十 | 水酸化カリウム及びこ れを含有する製剤(水 酸化カリウム五%以下 を含有するものを除く 。)で液体状のもの | 一の項に同じ |
| 八十 | 水酸化ナトリウム及び これを含有する製剤 (水酸化ナトリウム五% 以下を含有するものを 除く。)で液体状のもの | 一の項に同じ |
| 九十 | 水酸化ナトリウム及び これを含有する製剤 (水酸化ナトリウム五% 以下を含有するものを 除く。)で液体状のもの | 一の項に同じ |
| 十二 | ニトロベンゼン | 五の項に同じ |

| | | |
|----|---|--------|
| 二 | 発煙硫酸 | 一の項に同じ |
| 一十 | | |
| 二十 | ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤（ホルムアルデヒド一%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの | 五の項に同じ |
| 二 | 硫酸及びこれを含有する製剤（硫酸一〇%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの | 十の項に同じ |
| 三十 | | |

備考

- 一 この表に掲げる防毒マスクは、空気呼吸器又は酸素呼吸器で代替させることができる。
- 二 防毒マスクは、隔離式全面形のものに、空気呼吸器又は酸素呼吸器は、全面形のものに限る。
- 三 保護眼鏡は、プラスチック製一眼型のものに限る。
- 四 保護手袋、保護長ぐつ及び保護衣は、対象とする毒物又は劇物に対して不浸透性のものに限る。